

税務と経営

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.co.jp/>
E-mail support@ep-support.co.jp

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

ヒント

学ぶ心を

ゼロから始めて、ラーメン店日高屋を中心に店舗数300店、売上高約300億円の神田正会長は、いつも学ぶ心を忘れない。開業時、目立たない2階の店で客が来ない。夜の営業時間を遅くまでにしたところ客が来た。夜遅くまで働く職人の多い町だった。時間を変えればすごいマーケットが取れることを学んだ。中華店を始めて2年目の昭和50年、飲食店のチェーン化を思案中、大宮駅の出勤風景を見て勘が働いた。弁当を持って出勤していない。これからは昼食需要が大きくなる、と。市場に学び、勘を養う。多数決は無責任を生む。出店地と業務開発等の重要事項は自ら判断する。責任感が判断力を磨く、と。日経ビジネス所載。

税務 ミニガイド

平成26年における延滞税の割合は、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については年2.9%、それ以降の期間については年9.2%となりました。

また、平成26年における利子税及び還付加算金の割合は、年1.9%となりました。



ヒント



富士宮市興徳寺(静岡)

川島敏秀/オアシス

扶養義務者（父母や祖父母）からの生活費や教育費の贈与

□扶養義務者相互間の贈与

扶養義務者相互間において、生活費または教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち、「通常必要と認められるもの」については、贈与税の課税対象とはなりません。

□扶養義務者

扶養義務者とは、①配偶者、②直系血族および兄弟姉妹、③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族、④三親等内の親族で生計を一にする者をいい、贈与の時の状況によって、扶養義務者に該当するかどうか判断することになります。

□生活費または教育費

生活費とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な教育費以外の費用をいい、治療費や養育費その他これらに準ずるものを含みます。

これらに準ずるものとしては、出産に要する費用で、検査・検診代、分娩・入院費に充てるための贈与、新生児のための寝具、産着等ベビー用品の購入費に充てるための贈与などが該当することになります。

また、教育費とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、対象は義務教育に限定されるものではありません。

□通常必要と認められるもの

生活費または教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち、贈与税の課税対象とならない「通常必要と認められるもの」とは、贈与を受けた者（被扶養者）の需要と贈与をした者（扶養者）の資力その他一切の事情を勘案して、社会通念上適当と認められる範囲の財産をいいます。

□一括贈与の取扱い

贈与税の課税対象とならないためには、生活費または教育費として必要な都度、直接これらの用に充てるために贈与を受けることが必要です。数年間分の生活費または教育費を一括して



○大相撲界のことを「角界」と呼ぶが、日本大相撲協会が設立されるまでは、協会も大角力協会だった。「角力」も「相撲」も中国の古書に登場する。角力は力比べをして勝敗を争う。相撲は力持ちを集めて素手で組み合わせ、力の優劣を競わせるもの。以前はすもうに角力という字を当てていた。角力の世界のことを角界、角力が好きな人のことを好角家と呼ぶ。



贈与を受けたような場合には、その財産が生活費または教育費に充てずに預貯金とされたり、株式や家屋の購入費用に充てられたときには、その生活費または教育費に充てられなかった部分については、贈与税の課税対象となります。

なお、教育費については、別途、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が設けられています。

□結婚式や披露宴費用

結婚式や披露宴の費用については、必ずしも新郎・新婦が負担すべきものではなく、その親（両家）が負担する場合があります。その結婚式や披露宴の内容、招待客との関係や人数、地域の慣習などの事情に応じて、本来費用を負担すべき者それぞれが、その費用を分担している場合には、そもそも贈与に当たらないことから、贈与税の課税対象とはなりません。

また、婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、またはそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合等には、贈与税の課税対象となりません。

国税庁消費税率Q & A 資産の譲渡等の適用税率

1月下旬に公表された中のいくつかです。

□不動産賃貸の賃借料に係る適用税率

問 不動産を営む会社ですが、平成25年10月1日以後に契約する賃貸借契約における次の賃借料に係る消費税の適用税率について。

1) 当月分(1日から末日まで)の賃借料の支払期日を前月〇日としている賃貸借契約で、平成26年4月分の賃借料を平成26年3月に受領する場合。

回答) 平成26年4月分の賃借料であり、施行日以後である平成26年4月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから、4月末日における新税率8%が適用されます。

2) 当月分の賃借料の支払期日を翌月〇日としている賃貸借契約で、平成26年3月分の賃借料を平成26年4月に受領する場合。

回答) 平成26年3月分の賃借料であり、施行日以前である平成26年3月分の資産の貸付けの対価として受領するものですから支払期日を4月としている場合であっても3月末日における旧税率5%が適用されます。

□短期前払費用として処理した仕入税額控除

問 例えば、平成25年12月期決算法人が平成26年1月から12月までの1年間の保守契約を締結した場合の処理。

回答) 平成25年12月課税期間に係る消費税の申告においては、平成26年1月から3月分までの保守料金(旧税率5%適用分)についてのみ仕入税額控除を行い、平成26年4月から12月分までの保守料金(新税率8%適用分)に係る消費税等相当額については、仮払金として翌期に繰り越し、翌期の課税期間以後の申告において仕入税額控除を行うこととなります。

□留意点 全体に一見すると基本通達と異なる取扱いになっていますが、施行日以後に行われる資産の譲渡等について、新消費税法の規定を適用するものとなっています。

ナマの税務相談室

Q 私の友人夫(甲)妻(乙)がS区S町に80坪の土地に40坪の居住用家屋を甲と乙が夫々7対3の持ち分割合で保有しております。今から30年前に土地を1,500万円で購入し、家屋を1,200万円で建築したものです。同居家族が減り二人とも80歳を超えた現在、建物の維持管理も大変だし、設備等に不便や無駄が多いので、業者に売却を依頼しましたが、80坪の土地では金額が大きくなるので、一昨年6月に2分の1ずつ二筆に分割し、家屋も取壊し直ちに売却いたしました。

そこで、今後のことについて、いろいろとご指導を仰ぎたいと思っております。

A S区S町は地価が高く購入客が限定されますから、仰る通り分筆して売却する方が良かったと思います。

Q 結局分筆した40坪を7,000万円で売却いたしました。譲渡費用は家屋の取壊し費

そこまでは 面倒見てくれません

用を含めて600万円でした。売却価格、取得費、譲渡費用をそれぞれ7対3で按分計算いたしました。甲の特別控除前所得は3,955万円で

したから居住用特別控除3,000万円を差し引き、10年超の所有期間と6,000万円以下の課税所得の場合の軽減税率を適用して、申告納付いたしました。

乙は特別控除前所得1,695万円から特別控除1,695万円を差し引くと課税所得は発生いたしませんでした。

お聞きしたいのは、残りの40坪を今年中に売却した場合、乙は特別控除3,000万円の内1,695万円を使用した残りの1,305万円を土地譲渡所得から控除できるでしょうか？

A それは残念ながら控除はできません。今回、居住用家屋付き敷地セットで売却し適用された特別控除の控除不足の繰越適用はできません。

ナマの税務相談室

分離課税への組み換え と今年の税制改正

課 税所得330万円までの所得税の累進税率は10%、住民税は一律10%、合計20%です。同じ20%でも所得税15%、住民税5%の組み合わせもあります。利子や配当、株式譲渡、不動産長期譲渡などへの分離課税の税率です。

来 年から所得税の最高税率は45%、住民税と合わせて55%です。高率所得課税の対象になる高所得層にとっては、20%の税率は軽減税率、優遇税率なので、所得となるものを分離課税の所得に組み替えられるものならば税金負担の節約になります。

例 えば、会社で社債を発行するとその利子は20%の源泉分離課税（復興特別所得税も併せて徴収）で課税関係

が終了します。投資家を50人未満、社債の募集金額を1億円未満としたものを特に少数私募債と言ひ、煩雑な事務手続き等もなく契約書だけで簡単に起債でき、役員借入金が多額にある会社などでは、特に取り組み易いプランです。

ま た、非適格のストックオプションでは、新株予約権を付与された後に権利行使して株式を取得し、取得と同時にその株式を市場で売却すれば、その所得区分は給与所得として総合所得の対象になりますが、付与されたストックオプションを権利行使せずに、新株予約権としての権利のまま売却すると、その譲渡は株式等の譲渡に含まれるので、20%の申告分離課税にな

ります。

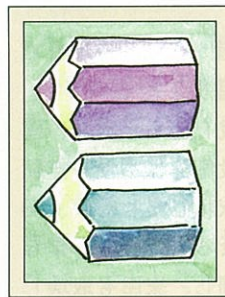
譲 渡先が新株予約権の発行会社である場合、権利行使後に株式を得て譲渡すると「自己株式の取得」となる譲渡に該当しみなし配当課税にもなります。権利行使益は給与課税です。しかし、新株予約権のままの譲渡だったら、給与課税も、みなし配当課税も避けられることとなります。

と ころで、このようなましい課税所得の組み換え策は、今年の税制改正で封ぜられることになりました。

少 人数私募債利子に関してですが、「平成27年12月31日までに発行」されていれば従前通りとなっていたので、その除外規定が外されました。

新 株予約権の発行会社への譲渡に関しては、平成26年4月1日以降分から給与所得等とみなして総合課税の対象になることになりました。

春、桜前線。学校も新学期、新年度のスタートです。消費税率アップの月でもあります。消費税といえは、「昭和は遠くなりけり」。消費税は昭和の時代にはありませんでした。平成になった元年4月3%に始まり、同9年4月5%、今年4月8%、来年10月10%の予定となっています。増税による、景気への影響はどうでしょうか。5日清明。20日穀雨。



人生において何が正しいかなんて誰にもわからないのだから、自分の思うとおりに進んで、その結果を他人の責任にしないことが大切ではないかと思う。

(作家 曾野綾子)

4月の税務メモ

(国税)

- 3月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告

10日
15日
30日
"
"
(地方条例による)

(地方税)

- 3月分個人住民税特別徴収分の納付
- 給与支払報告に係る異動の届出
- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間(予定)申告
- 非課税法人の住民税均等割の申告
- 軽自動車税の納付
- 固定資産税、都市計画税の納付
- 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。